

大学コンソーシアムとちぎ会員会費規程

平成17年4月28日制定

平成18年6月30日一部改正

平成19年3月27日一部改正

平成20年3月10日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、大学コンソーシアムとちぎ（以下「当会」という。）会則第7条に基づき、当会の会費を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 当会の会費は年額とし、会員の種類に応じ、次のとおりとする。

- (1) 正会員 1機関当たり200,000円及び学生1人当たり100円(短期大学及び高等専門学校については50円)を乗じた額。ただし、放送大学栃木学習センターについては学生数割りの会費は徴収しない。
- (2) 準会員 1機関当たり200,000円
- (3) 賛助会員 年会費1口30,000円及び助成費1口20,000円とし1口以上
- (4) 産学官連携サテライトオフィス事業運営費 1担当機関当たり70,000円

(会費の納入方法)

第3条 正会員は、会費を機関割り分額及び当該年度5月1日現在在学者数に学生割り分で乗じた額を、当該年度の6月30日までに一括して納入するものとする。

2 準会員は、会費を当該年度の6月30日までに納入するものとする。

3 賛助会員は、年会費及び助成費を当該年度の6月30日までに一括して納入するものとする。ただし、年度途中に入会した場合は、入会日の月末までに納入するものとする。なお、退会による会費の返還は行わない。

4 産学官連携サテライトオフィス事業担当機関は、第2条(1)の会費の他、同条(4)の運営費を併せて納入するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月28日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成17年度分会費は、平成17年6月30日に一括して納入するものとする。

3 準会員及び賛助会員にかかる会費は、改めて決定する。

附 則

この規程は、平成18年 6 月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 3 月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 3 月10日から施行する。